

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網漁業	中海	5トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	1
三重網漁業	中海	5トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月25日から同年8月1日まで

3 許可の有効期間

固定式刺網漁業

(1) 一重網漁業

許可日から令和8年2月28日まで

(2) 三重網漁業

許可日から令和8年2月28日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。